

学生の皆さんへ

岩手大学理事・副学長

喜 多 一 美

春季休業期間における注意喚起について

学生の皆さんにおいては、春季休業中は以下の注意事項を遵守し、岩手大学生としての自覚と責任ある行動を心掛けてください。

○飲酒事故防止

20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています。20歳未満の者に対して飲酒を勧めたり、強要してもいけません。20歳以上の者は自身の飲酒について責任を持ち、飲酒運転も含め他者に迷惑をかけるようなことのないよう、ご注意ください。

なお、飲酒の際、生命・身体に危険が生じた者があった場合は、直ちに救急車を呼んで適切な措置を取ってください。

○怪しい勧誘

長期休業の気持ちが緩みがちな時には特に、サークル等を装ったカルト団体・悪質商法団体の勧誘が増加します。①安易に個人情報教えない ②セミナーや合宿に誘われても易々と参加しない ③一人で悩まず、友人や家族に相談する ④関心がない勧誘は【きっぱり】と断る を強い意志をもって実践しましょう。

○薬物乱用防止

薬物は所持をしているだけで犯罪です。薬物は1度使用しただけでも「乱用」となり犯罪と判断されてしまいます。

ちょっとした好奇心、興味本位で犯罪に手を染めることがないように心がけてください。

・誘いの言葉に騙されない！

・「はっきり、きっぱり、しっかり」断る！ の意識を強く持ちましょう。

○SNS等の利用

X（旧 Twitter）や LINE 等 SNS は大変便利な情報ツールですが、不特定多数の人に見られていることを常に意識し、他人のプライバシーにかかわるような内容、モラルに違反する行為等軽率な書き込みはしないよう、十分に注意を払ってください。

○交通事故防止

冬道での自転車走行は非常に危険です。できるだけ控えるようにしてください。

○防犯・防火対策

外出の機会が増えるときこそ、防犯・防火対策が重要です。自宅の玄関、自転車等の施錠、火の元の確認を忘れずに行ってください。

○アルバイト

危険な労働を伴う職種、学生にふさわしくない職種等、不利益な労働条件のアルバイトによるトラブルが発生しています。高額報酬をうたった詐欺（いわゆる闇バイト）等の勧誘もありますので、注意しましょう。